

令和3年度第4回協働支援会議

令和3年5月18日（火）午後2時

オンライン会議

出席者：藤井委員、関口委員、平野委員、松井委員、竹井委員、則竹委員、伊藤委員、
大野委員、山田委員

事務局：地域コミュニティ課長、大庭主査、丹野主任、谷口主事

藤井座長 それでは、ただいまから第4回の協働支援会議を始めたいと思います。

定足数確認についてですが、過半数の定足数を満たしているということで、本会議は成立したということを確認させていただきたいと思います。

皆さんのお手元にあります会議次第のとおり議事は一般事業助成一次評価（書類）についてから始めてまいります。まず資料の確認を事務局のほうでお願いいたします。

事務局 では、資料の確認をさせていただきます。

資料1、令和3年度一般事業助成評価集計表（一次評価・書類評価）。

資料2、令和3年度一般事業助成一次評価一覧。

資料3、令和3年度一般事業助成・プレゼンテーション実施について（案）。

資料4、令和3年度一般事業助成・プレゼンテーション質問票。

資料5、民間提案制度の検討状況。

以上、資料5枚になります。お手元におそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

藤井座長 よろしいですか。皆さん、お手元にすべての資料がそろっていますでしょうか。

委員 そろっています。

事務局 ありがとうございます。

藤井座長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事最初の議題です。一般事業助成一次評価（書類）について。①一次評価（書類）の結果についてです。事務局のほうから評価結果について説明をお願いいたします。

事務局 では、事務局のほうから一般事業助成の一次評価の結果についてご説明させていただきます。

まず、初めに委員の皆様につきましては、お忙しいところ一次書類の選考にかかる評価をしていただきましてありがとうございました。

皆様から提出されました評価の集計結果が資料1-1となっております。こちら各団体、各項目を合計したものとなっております。

また、資料1-2としまして、評価内訳表もつけさせていただきました。こちらにつきましては、各項目にAからEまでの評価の分布がわかるようにしたものとなっております。こちらにつきましては、ご参考までに後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、資料1をもとに得点順に並べたものが資料2となっております。本年度の一次評価の通過基準としましては、各委員の点数の合計が総得点の5割以上となっております。こちらの資料2にありますとおり、得点率が5割以上となりました3団体です。申請団体すべてになるのですけれども、プレゼンテーション実施団体とすることに関してご協議をお願いいたします。

一次評価の結果につきましては、事務局からは以上です。

藤井座長 それでは、この議題1です。事業助成一次評価の結果について。今、事務局のほうから説明がありましたように、内容については資料1-1、1-2にあるとおりです。それで一次評価の通過基準は、総得点の5割以上ということになっております。それに基づいて、二次評価であるプレゼンテーション実施団体になるかということについての協議をお願いすることになるのですが、それ自体はここに一次評価一覧、資料2にありますように3団体がすべて5割以上という通過基準をクリアしているということです。

この一次評価結果を踏まえてご意見をお伺いしたいと思います。この3団体、二次評価に進めるかどうかということです。それでは、ご発言の前にお名前をお願いいたします。

外形的には3団体とも5割を大きく超えて、6割以上超えているということですが、この通過基準をクリアしていることが、二次評価のプレゼンテーション実施の前提ということでは、すべての団体がクリアしたというふうにとらえられるのですが、この点いかがでしょうか。伊藤委員。

伊藤委員 伊藤ですが、客観的に見て基準をオーバーしているのですから、3団体とも一次通過ということではないのでしょうか、今のところは。あとは二次評価でいろいろと質問が来ると思うのですけれども。

藤井座長 今、伊藤委員から3団体とも通過基準5割以上ということすべてクリアしているの、二次評価であるプレゼンテーション実施に進めていいのではないかとご

発声でしたが皆さん、いかがでしょうか。

ご異論ございませんでしょうか。平野委員。

平野委員 平野です。賛同いたします。

藤井座長 ご賛同いただきました。いかがでしょうか。ご異議はございませんか。

委員 ないです。

藤井座長 3団体とも二次評価のプレゼンテーション実施に進めるということでご異議がないということで、プレゼンテーション実施団体は3団体です。

その次の課題はプレゼンテーションの順番をどういうようにするのかということが次の議題になるわけですが、この点について、これまでどのような形で順番を決めてきたかということもあると思います。事務局のほうでご説明いただけますか。

事務局 事務局です。例年プレゼンテーションの順番なのですけれども、一次評価の得点の低い順から発表をしてもらっていきまして、差し支えなければ今年度も同様に、得点の低い順番からお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

藤井座長 今、事務局のほうからプレゼンテーションの順番について、例年得点の低い順から発表するということになってはいますが、この先例を踏襲して、このように順番を進めていくということですか。この点について何かご意見はございますでしょうか。

もし例年どおり先例を踏襲して、スコアの低いほうからということでは、まず資料2の評価一覧の下から順位づけされていますが、この順番です。まず、申請番号1番の団体が1番で、その次が申請番号3番の団体。そして、最後に申請番号2番の団体ということになりますが、この順番でよろしいですか。ご異議ございませんでしょうか。伊藤委員。

伊藤委員 今までやっているとおりで不都合が指摘されていないので、従来どおりでよろしいのではないかと思いますけれども。

藤井座長 それでは、今、伊藤委員からもご発言がありましたが、従来どおりの順で、得点の低い順から発表を進めていくということで皆さんご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

それでは、議事を進めまして、その次のプレゼンテーションの実施方法についてです。プレゼンテーションについて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 では、事務局のほうからプレゼンテーションの実施について、ご説明をさせていただきます。

プレゼンテーションの方法につきましては、前回の協働支援会議で発表10分、質問時

間10分で行い、個別質問制ですることにご同意いただきましたが、その内容について改めてご説明いたします。

本日資料3としまして、一般事業助成プレゼンテーション実施について（案）というものをご用意させていただきました。こちらの資料につきましては、一次評価を通過しました3団体に対しまして、二次評価に向けての説明資料として配付をする予定です。

それでは、資料についてご説明させていただきます。

まず、1番の日時ですが、令和3年6月28日月曜日14時30分から開始とさせていただきます。協働支援会議の委員の皆様につきましては、14時20分にこのウェブ会議システムにログインしていただければと思います。委員の皆様に対しましても当日のスケジュールなど詳細につきましては、別途資料をご用意させていただきますので、また作成でき次第メールでお知らせさせていただきますのでよろしくご願ひいたします。

続きまして、2番の場所ですが、新宿区役所本庁舎6階第2委員会室。

3番、プレゼンテーションの実施内容になりますが、こちらは表の中身です。開催方法につきましては、ウェブ会議システムを利用したオンラインとさせていただきます。参加方法ですが、①、区が用意する会場から区の用意するパソコンにてウェブ会議システムに参加してください。団体のパソコンの持ち込みも可いたします。自宅・事務所からの参加も可能です。

②、プレゼンテーションの参加人数は1団体3名以内とします。

③、会場では職員がサポートのため同席いたします。

注意事項としましては、自宅などから参加の場合、機材トラブルなどにより、プレゼンテーションが、中断あるいは実施できないときは、電話で質疑応答に参加するものいたします。ただし、電話は最終手段としまして、スマートフォンやタブレットなどで参加し直していただくなど、事前に代替手段のご準備をお願いいたします。

続きまして、プレゼン方法①です。1団体の発表時間は10分とし、助成事業の内容を中心に説明してください。

②、委員からの質問は10分とします。

③、プレゼンテーションの方法は自由とします。

④、会場にはパソコン、プロジェクター機器等の設備は用意していますので、パワーポイントなどを利用したプレゼンテーションも可能です。

⑤、残り時間は5分、3分、1分と3回画面越しに表示いたします。

注意事項としましては、会場に団体のパソコンを持ち込む際は、役所内にはフリーWi-Fiがありませんので通信料にご注意ください。事前に決めた順番でプレゼンテーションを実施しますが、決められた順番に不在の団体は二次評価を棄権したものとみなし、助成団体から除外いたします。

続きまして、公開方法です。①、プレゼンテーションは公開とします。

②、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場に傍聴席は設けません。ウェブ会議システムの録画機能を使用して、録画した映像を区のホームページ上に期間を設けて配信します。なお、配信期間は1週間程度を予定しています。ただ、こちらにつきましては、プレゼンテーションの様子を配信するに当たり、団体への説明と同意を得た上でやりたいと思っております。

続きまして、資料ですと4番のプレゼンテーション資料の提出になります。こちらパワーポイントなどを利用する場合は、データを6月21日曜日午前中までに事務局までお送りください。期日におくれたパワーポイントなどのデータは、プレゼンテーションの際、利用できませんのでご注意ください。

⑤、その他です。評価資料には申請時にご提出いただいたすべての書類を添付いたします。このため評価委員からの質問内容は、これらすべての添付資料の内容が含まれます。

最後に当日のスケジュールになりますが、14時30分開会しまして、14時35分に座長あいさつ・委員紹介を行います。14時45分にプレゼンテーションの実施要領の説明を事務局から行いまして、14時50分からプレゼンテーションの開始です。3団体になりますのでお時間をこちらで集計したところ、16時にはプレゼンテーションが終了して閉会という流れになります。

閉会とともにオンラインの会議も終了とさせていただきます。その後、委員の皆様には評価表を記入していただき、プレゼン当日であります6月28日の月曜日中に事務局へメールにて評価表を送付してください。こちら、かなりタイトなスケジュールになっております。申し訳ないのですけれども、ご協力いただければと思います。

なお、二次評価は一次評価と同じ評価表を用いて行います。評価表が出そろいましたら、事務局にて集計を当日中に行い、プレゼンテーションの翌日であります6月29日火曜日に委員の皆様にご報告いたします。

二次評価の評価基準に基づいた結果に異議がないことを確認させていただいた上で助成団体を決定いたします。

プレゼンテーションの実施方法について、事務局からは以上になります。

藤井座長 どうも。それでは、プレゼンテーションの実施方法について、まず資料3に基づいて説明をしていただきましたが、この資料3は令和3年度一般事業助成プレゼンテーション実施方法について。これは今回プレゼン実施に参加する3団体に資料として事前に渡されるということです。

それでは、委員の皆さんからプレゼンテーションの実施内容についての内容、開催方法、参加方法、プレゼン方法、公開方法などについてご質問、ご意見がございましたらどうぞお願いいたします。

平野委員。

平野委員 平野です。確認でちょっとお教え願いたいのですが、先ほどのお話で事務局から6月28日について、オンラインでそのままというお話を伺いましたので、これは私ども新宿区に行かなくてもよいという理解でよろしいのでしょうか。

事務局 そうです。今回のようにオンラインでのご参加をお願いします。

平野委員 はい、ありがとうございます。助かります。

藤井座長 いかがでしょうか。最初の参加方法についての注意事項で、機材トラブル等で中断がある場合についての対応についても注意事項として書いて説明していただいているので伝わる。できるだけ万全を期することができるようになるのではないかと思います。いかがですか。

どうぞお願いいたします。

大野委員 社会福祉協議会の大野でございます。日ごろお世話様でございます。

こちらのプレゼンの方法の中の①、1団体の発表時間が10分、委員からの質問が10分でございますけれども、これは委員から質問し、団体のほうからその回答があつて、合わせた時間が10分だと思ふのですけれども、1名に限らず何人かの方がご質問したいと言ったときに10分で足りるのかどうか。また、足りない場合はどうするのか、全く時間でピタッと切ってしまうのか。その辺のあたりを教えていただきたいと思ふます。

以上です。

藤井座長 大野委員、時間管理ですが、10分とあるけれども、この点についての進捗管理はどうかということですが、これはどうですか、事務局のほうから。

事務局 事務局です。委員の方々からの質問は、持ち時間は10分になりますので、なるべく質問も回答も簡潔に行っていただければと思っております。時間は10分で、時間

で切りますので、例えば質問のお話の内容の途中であっても、そちらに関しましては中断という形になってしまいますので、簡潔な質疑応答にご協力をいただければと思います。

藤井座長 今回は個別質問制です。やっぱりなかなかぴったりというわけにはいかないこともあることを大野委員はご懸念されているのだと思うのですが、このタイムスケジュールを見ますとインターバルが5分、5分だと思うのですが、この中で調整可能な形で進行を管理していくと、こういうことなのでしょうか。

事務局 インターバルを5分とっているのは、当日こちらの会場に来られる団体も想定しまして、団体が扱えるパソコンが1台のみですので、団体さんと団体の入れかえの時間を5分ぐらい考慮したためです。

藤井座長 入れかわりのための時間ということですね。

事務局 そうです。

藤井座長 では、かなりやっぱり質問時間を10分内におさめるということは、厳格に対応することにしたいということです。発表時間について5分、3分、1分とプレゼンの際には画面越しに表示するとありますが、質問時間のところも同じような形で何か明示的に時間管理をするような形にはなるのでしょうか。

事務局 そうですね。質問の時間に関しましても、プレゼンのときと同様に5分、3分、1分と画面上に表示させていただきますので、そちらでまた委員の皆様も時間配分をしていただけるとありがたいです。

藤井座長 ということです。大野委員、いかがでしょうか。

大野委員 はい、ありがとうございます。了解です。わかりました。

事務局 ありがとうございます。

藤井座長 伊藤委員。

伊藤委員 伊藤ですが、従来は代表質問ですけれども、今回は個別質問になりますが、質問票が集まっているので、その中から自分のと関連のあるところも取り入れてやれば結構時間的にも間に合うのではないかなという判断をいたしますけれども。

藤井座長 はい、そうですね。今回初めてこのプレゼンテーションに参加される委員の方もいらっしゃると思いますので、なかなか最初は戸惑われることもあるかと思いますが、まさにオンゴーイングの中で進めるということ。柔軟に対応するということになるかと思いますが、この点ご協力いただきながら進めるしかないということです。

ほかにはいかがでしょうか、プレゼン方法について。

松井委員、どうぞ。

松井委員 松井でございます。プレゼンを始める際なのですけれども、この位置で始めるとか、そういう写り具合のアングルに関しましては、事務局と調整をして始めるということの認識でよろしいのでしょうかというのが1点目で、始めたのだけれども、私たちが見づらかった場合というのはどのように調整するといいますか、お伝えをしたらいのかについて教えていただきたいというので2点お願いします。

藤井座長 この点いかがでしょうか。

事務局 事務局です。まず、見え方なのですけれども、我々も初めての取り組みなもので本当に手探りではあるのですけれども、団体がプレゼンテーションを開始する前に、見え方を委員の皆様にも確認していただいた上で、ちょうどいいアングルが見つかった時点で、そこから10分というような形にさせていただこうかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

松井委員 松井でございます。よろしいのではないかと思います。皆様、いかがでしょうか。

藤井座長 平野委員、どうぞ。

平野委員 平野です。確かにやってみないとわからないものがありますので、事務局にお任せしますので、それでまた情報だとか交換できればなと思います。よろしくお願いたします。

事務局 ありがとうございます。

藤井座長 本当に大変ですよね。画面の監督をしなければいけないわけですから。

関口委員、どうぞ。

関口委員 関口です。今の話と絡むのですけれども、今ご用意いただいている資料を読むと、恐らく、新宿区役所のほうに来る方々は少ないと思うのですが、現状のというか、各委員が自宅等でオンラインを操作してプレゼンをするというのと、文言から推測するに、いわゆる今のこれまでやってきた実際にプレゼンテーションをパワーポイント等を使ってプロジェクターでスクリーンに投影したものを引きで撮って音声も拾うというのも読めてしまうような気がするのですが、どっちかにしておかないと多分相当見ばえが変わってしまうと思うので。

何が言いたいかというのと、どっちかというのと自宅でオンラインのパターンに統一しておいたほうが明らかに楽で、もしそのパワーポイントを使ってプロジェクターに団体が投影

しているのを引きで撮って音も拾うというのだと、相当リハーサルとかをしておかないと、今話題に出ていた音が聞こえないだとか、そのプロジェクター画面が見えないだとかということになると思うのです。

画面共有で我々がカメラを通さないで直接画面共有で見るならそれは明瞭だと思うのですが、カメラを通してのプロジェクター投影画面のってそこまで多分ウェブカメラの画質なんかもよくないので、見えないなみたいなことにしないといけないので、そこはしっかりリハーサル等はしていただいたほうがいいと思います。

藤井座長 そうですね。この点、どうですか。今回は初めての試みなので画面共有で出されるデータをみんなで見るというのではなくて、プレゼンされているのを事務局のほうでカメラで撮って、それを流すということなのですか。

そうするとその場での臨機な対応というのが、もし必要になったとき、若干タイトな時間管理の中でちょっと混乱する恐れもあるのではないかという懸念なのですが、この点どうですか。

事務局 事務局です。通過団体のほうには通知とともにお電話で、どのようなプレゼンテーションをするかというのを事前に確認をさせていただこうと思っております。

あとプロジェクターを使ったプレゼンテーションに関しましては、関口委員がおっしゃったようにプロジェクターで映したものをカメラ越しに投影しても全く画面が見えないであらうと思いますので、そういった使い方は事務局としても余り想定はしていません。何かほかにプロジェクターを使って効果的な資料を提示するだとか、そういった使い方をされるのであればプロジェクターも使えますよというようなご案内はさせていただこうと思うのですが、基本的にはすべての団体がどういう状況か、まだ確認はとれていないのですが、画面共有でプレゼンテーションを行っていただければなと現時点で事務局のほうでは考えております。

以上です。

藤井座長 いかがですか、関口委員。

関口委員 はい、よかったです。それがよろしいと思います。

藤井座長 できるだけそういう形で導くというか、アウトリーチしていくという、ということなのですかね。それがいいと思います。

実施方法についてほかはいかがでしょう。則竹委員。

則竹委員 今回公開プレゼンテーションということだと思うのですが、前々回の

会議でも説明があったように、区のホームページとかでこのプレゼンテーションの内容をアップするみたいなことをおっしゃっていたように記憶しているのですが、そこで質問ですけれども、まずリアルタイムで傍聴される方にはこのプレゼンテーションの様子を見られるようにするのか、それともかなり後日になってからアップするような形でタイムラグが出るのかというのが質問の1点目。

それから、次にプレゼンターもそうですし、我々もそうですけれども、質疑応答まで含めてビデオで流すとなると背景に自宅も写り込んだりして結構プライバシーの問題なんかも出て来るのですが、そういったこともちょっと考慮が必要なのかなというので、自宅を使ったプレゼンテーション、それから質疑応答、そういった際のプレゼンテーションの動画の取り扱いです。そういったことをどのようにお考えなのか。

その質疑応答まで含めて動画で公開するということになる、そういったプライバシーの問題のほかにもないとは思うのですが、動画ですからキャプチャーできたりとかスクリーンショットを撮れたりもするので、やっぱりそういった委員のプライバシーの問題とかも出て来そうなので、こういった実名も。

もちろん実名自体は、委員の名簿とかで区のホームページにも上がっているのでもいいのですが、余り顔と名前が一致するようなものが余り出回るのはよろしくないのかな。その辺をどうお考えなのかということをお尋ねしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

藤井座長 則竹委員からの公開される場合、この動画画像が一般視聴可能な状況に置かれるということで、それぞれの委員のプライベートな空間もどうしても背景の中に入ってきたりすることになるのは、避けられないのですが、この点何かどうかということなのですが。

事務局 事務局です。1点目の当日は傍聴者を入れないかどうかということなのですが、こちらに関しましては、当日傍聴者は一切入れません。その当日のプレゼンテーションの様子を録画したものを、後日区のホームページのほうに公開をさせていただこうと思っております。

2点目のご質問なのですが、今回のようにご自宅でウェブ会議システムを使った質疑応答というところも含めてプライバシーの問題は確かにあるのですが、背景に関してはモザイクの加工とかもあると思うので、そういったもので対応していただきたいのと、

あとは協働支援会議の委員の皆様は委嘱状を交付させていただいておりますので、ある程度そういったものにご参加していただくというのが前提にはございますので、公開に関しましても、ご理解いただければなというところではあるのですがいかがでしょうか。

則竹委員 則竹です。よろしいですか。ありがとうございます。一応その動画を流すときの注意事項として、勝手に動画をキャプチャーしないとか、スクリーンショットを撮らないとか、いろいろとそういった規約上の注意事項みたいなものは、ぜひつけていただければと思います。お答えのとおりでよろしいかと思います。ありがとうございました。

藤井座長 則竹委員、どうも。公開するホームページで期間を設定して公開するのですが、その点。今おっしゃったような注意事項についてのクレジットであるとか、それを改めて検討していただいて。載せるか、載せないか、またその時点でまたご判断いただけるか、ほかの例えば審議会のもう公開されているのか、どういう扱いをされているのか。それと同じような取り扱いになると思うのですが、今お話があったことについて、改めてご検討いただければと思います。

そういうことでいかがでしょうか、則竹委員。

則竹委員 はい、結構です。ありがとうございました。

藤井座長 ほかはどうでしょう、いかがでしょうか。ご質問やご意見、実施方法についてです。

いかがですか。かなりこの実施方法について、あらかじめ実施団体の方に示されるもの、かなり細かく書かれているのでよくわかると思う。これをお渡しになるとき、もちろん実施団体の方たちとの間での質疑応答の機会もあるということだろうと思いますので、できる限り順調な進捗を図られるような配慮はあると思うのですが、いかがですか、ほかにこういう点、こういうことを書き添えたらいいとか、こういう点はどうかとかというご意見がございましたら言っていただければと思いますが。

それでは、なければこれでいいということでもよろしいでしょうか、資料3に用意していただいたこの一般事業助成プレゼンテーション実施についての説明資料ということですね。

それでは、次にこの説明の中にもありましたが、プレゼン実施当日、6月28日にその二次評価についての評価表を記入していただいて送っていただくと。本当にタイトなタイムスケジュールになるわけですが、この二次評価のプレゼンテーション時のその前段階です。質問票作成です。これについて、もうちょっとご説明をいただけるということですので、事務局のほうからご説明いただけますでしょうか。

事務局 それでは、資料4をごらんください。こちら二次評価のプレゼンテーション時における委員の皆様からの質問について、ご説明をさせていただきます。

こちらの質問様式を4月26日の月曜日に、委員の皆様へメールにて送付させていただきました。既に質問票をご提出いただいた委員様もいらっしゃいまして、お忙しい中ご提出いただきましたありがとうございます。

こちらの質問票につきましては、プレゼン実施団体ごとに質問を記入していただきまして、5月30日の日曜日までにご返送ください。質問がない場合につきましても、恐れ入りますがその旨を、ご連絡をお願いいたします。

事務局にて取りまとめた質問票を6月7日月曜日までに委員の皆様へ送付いたしますので、プレゼンテーション当日の参考資料としてください。事務局で取りまとめを行う際は、質問の重複がないように類似の質問は統合させていただきます。また、いただいた質問の中に提出書類の中で回答が確認できそうな質問などがあった場合には、事務局よりという形で、赤字で補記をさせていただきますので、そういった点も踏まえましてプレゼンテーション当日にご質問いただければと思います。

事務局からは以上です。

藤井座長 質問事項、質問票作成についての説明でした。既に質問票の様式は、各委員に4月26日のメールで事務局から送られてきているわけですが、これはプレゼン実施団体ごと。今回3団体ですが、団体ごとに質問を記入して5月30日までに返送すると、こういうことになっています。

事務局でそれを取りまとめて、6月7日までに各委員に取りまとめたものを送付する。プレゼン当日の参考資料として、それに基づいて個別質問をすると、こういう流れになっているということですが、いかがでしょうか、これについてご意見、ご質問がある委員はお願いいたします。

質問の中でそれぞれの委員から質問票を送られた中で提出書類の中で確認できるものは、事務局よりということ注意書き、補記するということですかね。それでさらに質問がある場合にはその場で質問するということになるのですかね。

事務局 はい、そうです。そういった形になります。

藤井座長 いかがでしょうか、質問票作成、そして個別質問方式になるわけですが、プレゼンテーション時の個別質問の、それに関連してでも結構ですので何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。3団体通りましたので、それぞれの団体ごとにご質問をお願いするということになりますが、日程的に5月30日までですのであと2週間足らずです。タイトな、お忙しい中ですがどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいですか。それでは、改めてですが時間日程の確認は、質問票の提出期限が5月30日、日曜日ということだす。それを取りまとめて、事務局のほうで取りまとめたものを6月7日に委員に送付されるということだす。

それでは、以上で一般事業助成一次評価、二次評価についての議事はこれで終えて、次の議事に進行を進めてまいります。

よろしいでしょうか。それでは、2番目だす。民間提案制度の導入についてだす。これは今回この会議に参加していただひています行政管理課から説明をいただけるということだすね。それでは、お願ひいたします。

行政管理課長 行政管理課長の原田でございます。それでは、資料5の民間提案制度の検討状況の資料に沿ってご説明させていただきます。

新宿区では、令和4年度からの民間提案制度の実施に向けまして、昨年度の後半に先進自治体の調査などの検討を行いましたので、ご報告させていただきたいと思ひます。

まず1番でございますが、先進自治体の調査結果というところでございます、こちらにつきましては東村山市、そして我孫子市、横浜市の3自治体につきまして具体的に調査を行ったところでございます。

調査結果につきましては別紙をつけておりますので、こちらをごらんいただければと思ひます。各項目に従って3自治体を比較した形で書かせていただひているところでございますが、それぞれ例えば制度開始年度につきましては、東村山市については令和元年、我孫子市につきましては平成18年度、横浜市につきましては平成20年度から開始しているところでございます。

次に提案の方式でございますが、いろんな自治体を見ても大きく二つございまして、一つはフリー型と呼ばれるもので、フリー型につきましては特に行政のほうから課題というものは提示せずに、民間事業者などの方がこういった提案がいいのではないかとひうことをフリーに提案していただくものだす。

テーマ型というひのは、行政のほうからこういった事業についての課題解決を民間の方でできないかといったことをテーマ設定して提案していただくもの。これがテーマ型というひうなものでございますが、それぞれ3自治体につきましては、東村山市、我孫子市につ

きましてはフリー型、横浜市につきましてはテーマ・フリー型両方とも行っているといったようなところでございます。

対象事業につきましては、3自治体ともソフトとハード。ハードといいますと建物の改修とかそういったことになるのですが、そういったハードの事業も実施しているといったようなところでございます。

提案の要件でございますが、こちらにつきましては3自治体とも似たようなところでございまして、民間のアイデア、また市民サービスの向上、行政の生産性の向上。こういったものにつながる提案が提案要件となっているところでございます。

続きまして5番の提案者でございますが、こちらにつきましては3自治体とも団体であるといったようなところが要件になっておりまして、法人格の有無は問わないが、個人からの提案は受けないといったようなところでございます。

6番の事業者への情報提供方法ですが、それぞれの自治体で工夫しているところでございます。ホームページなどで関連情報を掲出しているといったようなところは共通しているところでございます。

続きまして、年間スケジュールでございますが、こちらにつきましては、横浜市につきましては随時受け付けを行っているところでございますが、東村山市、また我孫子市につきましては年度の前半に提案を受けまして、その後提案の審査を行い、そして年度末にかけまして協定の締結を行っていくといったような流れになっているところでございます。当然、予算も絡むような話になっておりますので、どの自治体もある程度予算を見越した形で年間スケジュールを組んでいるところでございます。

8番の審査機関につきましては、自治体によって様々でございます。東村山市につきましては庁内の検討会議。要は職員だけの検討組織といったところでございますが、我孫子市につきましては外部の有識者の方にも入っていただき審査を行っているといったようなところでございます。横浜市につきましては、提案に応じた担当部署のほうで判断しているところでございます。

続きまして、審査基準でございますが、横浜市については、先ほどと同様担当課のほうで内容に応じて定めるといったところでございます。東村山市、我孫子市につきましては、例えば独自性、生産性の向上、コスト削減、地域の活性化につながるか、または実現性、団体能力などを踏まえた形で審査を行っているといったようなところでございます。

次のページでございます。審査方法、また事業化の決定方法、こちらにつきましては基

本的には審査委員のほうで審査をした上で、最終的に市が決定するといったような形で決めているといったところでございます。

続きまして、契約方法。こちらにつきましては次のインセンティブの付与といったようなところも同様でございますが、東村山市、我孫子市につきましては、提案した業者に対しまして事業も実施していただく、俗に言う随時契約保証型といったような形でインセンティブを付与し契約を行っています。また、我孫子市につきましては、3年間の継続契約も認めているといったような特典がございます。横浜市につきましては、特段そういったことは行っていないところでございます。

14番のモニタリングについては、事業を実施した後の評価といったようなところでございますが、こちらにつきましても通常の事業と同様、事業実施後の評価も行っているといったようなところでございます。

最後に、提案制度の成果でございますが、東村山市、また我孫子市、それぞれ直近の成果といったようなところで、こちらに記載のとおりさまざまな事業について、提案制度で提案していただき事業に結びつけています。

また、横浜市については、さまざまな事業につきまして、民間から提案を受けて事業を実施しているといったようなところでございます。

以上が簡単ではございますが先進自治体、他自治体の調査結果といったようなところでございます。

続きまして、最初の説明資料にお戻りいただければと思います。現時点における区としての民間提案制度の方向性といったようなところを簡単にまとめましたのでご説明させていただきます。

まず、初めに(1)の目的でございます。目的につきましては、柔軟な発想や専門性を生かした提案を募集いたしまして、民間事業者の方などと新宿区との役割を分担しながら、より質の高い行政サービスの提供、業務の効率化、こういったところを図ることを目的といたします。

提案の要件が(2)でございますが、区民サービスの向上、また効果的・効率的な行政サービスの提供、また新たな歳入の確保、また経費の削減、このようなものにつながるものを要件として検討しているところでございます。

制度の手法でございますが、先ほどフリー型、テーマ型といったようなところをご紹介いたしました。両方の手段について今現在実施する方向で検討しているところでござい

ます。

提案者の要件といたしましては（４）でございますが、先ほどご説明した他自治体と同様に個人の方は想定していないところでございますが、民間事業者、NPO法人などの法人、また任意団体などの業務遂行能力を有している団体全般を要件というふうにしたいと考えております。

次に、（５）が、制度に関する相談でございます。基本的に民間提案制度を提案していただく前提といたしまして、相談内容の事前相談を受け付けいたしまして、十分相談を受けた上で提案をしていただくことを想定しているところでございます。

（６）は、インセンティブの設定でございますが、区に提案を採択された事業者について、事業を実施する際インセンティブの設定を検討しているところでございます。例えば、先ほどお話ししました随意契約を認めるといったところや、プロポーザルでやる場合についても、加点するなどのインセンティブの設定、こういったところも検討をしているところでございます。

裏面をご覧ください。今後のスケジュールでございますが、５月から７月ぐらいにかけて民間事業者、またさまざまな団体の方々、現在１０団体ほどを想定しておりますが、サウンディング調査でさまざまな意見を聞いていきたいと思っております。

それを踏まえまして９月ごろをめどに、民間提案制度の骨子の策定をしたいというふうを考えてございます。この民間提案制度の骨子ができましたら、またこちらの会議のほうでご報告したいというふう考えているところでございます。

その後、皆様のさまざまな意見を伺った上で１２月には民間提案制度を決定をしていきたいというふう考えております。民間提案制度を決定した後、来年１月からを予定しておりますが、こちら制度を周知させていただきまして、来年度からの民間提案制度で提案をいただけるよう準備を進めていきたいというふう考えているところでございます。

最後に、その他というところでございます。制度につきましては、現時点では本日お話しした方向性といったようなところでございますが、細かいところにつきましては、今後検討していきたいというふうに考えています。先ほどもお話ししたとおり今後サウンディング調査等も踏まえまして、行政管理課のほうで制度骨子を取りまとめさせていただきまして協働支援会議でご報告させていただければと考えているところでございます。

雑ばくではございますが、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

藤井座長 どうも用意された資料に基づきまして、行政管理課長のほうから制度概要について説明をしていただきました。その際、先行事例について複数参考事例を上げて説明をしていただいたわけですが、皆さん、この民間提案制度について9月に具体的な提案がされるということですが、それについてご質問がありましたらどうぞお願いいたします。

平野委員。

平野委員 方向性について教えていただきたいのですがよろしいでしょうか。平野です。方向性でちょっと教えていただきたいのですが、本事業のこの提案制度で想定される事業の大きさです。ここの箱というのは、どれぐらいの規模まで想定するのかということと、あともう1点が、その他で記載されていた協働支援会議でご報告いただけるという話だったのですけれども、そうすると協働支援会議とこの事業との関係性も、もし今後何かお考えがあるならばお教え願えないかなと思いました。よろしくをお願いいたします。

行政管理課長 まず1点目の事業の規模についての回答でございますが、事業の規模につきましても、それぞれ提案していただく事業の内容によるかなと思ひまして、例えば建物の建設であったりとか、そういうハードの建設になれば当然事業規模も非常に大きくなるのかなというふうにご考慮しておりますし、またソフトの事業によっては事業規模がそれほど大きくないようなところも出て来るのかなと思ひますので、民間提案制度につきましても、例えば幾らまでとかそういったところを縛るというよりもむしろ対象の事業によって事業規模は決まっていくのかなというふうにご考慮しております。

続きまして、2点目の協働支援会議との関係といったようなところでございますが、現在地域振興部のほうでは、この民間提案制度の実施を踏まえまして協働事業助成のあり方も検討するといったようなところがございますので、そういったところで協働支援会議の方々にもご報告させていただきながら進めていかなくてはならないのかなとご考慮しております。そういった意味で基本的に制度につきましても、行政管理課のほうで制度を考慮していくというふうにご考慮しておりますが、9月には、協働支援会議のほうで骨子をご説明させていただきたいと思ひますので、ご意見をいただければなというふうにご考慮しております。

以上でございます。

藤井座長 よろしいですか。

平野委員 はい、ありがとうございます。了解しました。

行政管理課長 ありがとうございます。

藤井座長 ほかにいかがでしょうか。

竹井委員。

竹井委員 委員の竹井です。ちょっと教えていただきたいと思うのですが、これ結構自由参加という形になっていくと、かなりのボリュームでいろんな方がいらっしゃったときに、体制とかが非常に気になってしまうのですけれども、行政管理課でどれぐらいの体制でこれは考えているのでしょうか。また選考するための機関というのは、どういうプロセスでそれを決めていくかというのもちょっと見えなかったのですけれども、通常の入札とか何かやるときには、かなりのやっぱり体制と時間とか要すると思うのです。この辺に関してはどのように考えているかというのを教えていただけますでしょうか。

行政管理課長 実は体制についても、具体的には今後検討していくといったような形にはなりますが、現時点では行政管理課自体がそんなに大きい職場ではなく、実は職員も4人しかいないような職場ですので、この民間提案制度実施に当たりまして、人事との相談にもなるのですが、人員について若干増やした上でまずはスタートをしたいなというふう考えているところでございます。

恐らく今の協働と同じような規模の体制になるのではないかなというふうに今は考えているところでございます。

続きまして、プロセスといったようなところにつきましては、やはり行政になりますのでどうしてもまず予算をつけなければいけない。予算をつけた上で契約についても、地方自治法等にのっとった形で契約をせざる得ないといったようなところがございまして、今考えている流れで言いますと、まず最初の1年目に提案をしていただきまして、提案を受ける、受けないといったようなところを判断させていただく。提案を受けるといったようなものにつきましては、翌年度に向けまして予算化を各事業課のほうで行い、予算を議会で認めていただいた後、その次の年度から具体的に契約をしていただきまして、事業を実施するといったようなところが、基本的なオーソドックスな進め方になるのかなというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

竹井委員 わかりました。ありがとうございます。

藤井座長 ほかにいかがでしょうか。

松井委員、どうぞ。

松井委員 松井でございます。一つ質問ですけれども、サウンディング調査をなさると

のことですが、その調査の団体はどのようにお決めになったのかということ。どういうふうにしたのか、どういうところでどういうふうにしたのかを教えてくださいませんか。

以上です。

行政管理課長 わかりました。実はサウンディング調査の団体については、今まさに私が職員に指示をしてこれから決めるところなのですが、やはり営利会社だけとかそういったところに偏ってしまいますと、さまざまな意見をいただけないかなと思いますので、例えば民間事業者、またNPO法人、また福祉的な事業を行っている他の法人、団体などさまざまな職種の団体さんにご意見を伺えるような形でサウンディングについては実施したいというふうに考えているところでございます。

ですので、今後そういった考えのもとサウンディングする相手方を決めまして、さまざまな意見を伺えればというふうに考えているところでございます。

回答は以上でございます。

松井委員 ありがとうございます。

藤井座長 いかがでしょうか。確かに調査については非常に重要です。制度導入に当たって、それが一つの重要な準拠する事項になるとしたら、その調査の対象者の対象の選定であったり、それを十分よく考慮しないと。されると思いますが、その点が重要だろうということです。松井委員からのご質問の趣旨というのは、そういったところになるのだろうと思います。

行政管理課長 わかりました。ありがとうございます。

藤井座長 専門的な知見も活用されることも重要だろうと思います。

行政管理課長 はい、ありがとうございます。

藤井座長 ほかにいかがでしょうか。関口委員。

関口委員 何点かありまして、まず1点目が、いただいたペーパーの提案要件のところの読み方なのですが、何かちょっと日本語っぽいところで申し訳ないのですが、区民サービスの向上や効果的・効率的な行政サービスの提供等の実現、また新たな歳入確保や経費の削減等により区財政の負担軽減に資するものであることを要件として検討ということで、「また」のかかり方なのですけれども、区民サービスの向上につながっていればそれだけで要件を満たすと解釈してよいのか、それとも結果として、区財務負担軽減に資するものであるというのがかかっている、とにかく区財政の負担軽減に資するものでない区民サー

ビスが向上したとしてもだめだというふうに。どう読めばいいのかということなのですが。

行政管理課長 この点について回答いたしますと、現時点での私の思いみいたな話にはなってしまうのですが、これ実は最初は「また」のところ「及び」になっていたのですが、そこを「また」に少し変更をさせていただいたところでございます。

その趣旨といたしましては、「及び」にしてしまいますと今、関口委員のおっしゃったような形になってしまいますので、今私が想定している範囲では、ある程度区民サービスの向上につながるといったようなところもそれだけで提案要件にはしていく方向で、少し今後は考えていきたいなと現時点では思っているところでございます。

関口委員 ありがとうございます。それを聞いて安心しました。というのも協働。わざわざこの会議にもご出席して、先ほどのお話でもあったとおり協働提案制度のある意味半分は後継だという意味でこの民間提案制度が検討されているわけなので、基本的に協働事業は区財政の負担軽減よりもむしろ負担は増加してしまっていたという。単純に考えればそういうことだと思うのです、予算を新たにつけていただいていたわけですから。

ですから、後継として考えていただいている以上、「また」にさせていただいてよかったのです。少しそういった要素を入れていただかないと、その後継的な意味がなくなってしまうというふうに思いましたので安心しましたということと。あともう1点が今後の議論だとは思いますが、やはりこの系統のPFSだのPFIだのというような。あと制度もそうだと思うのですが、この手の話で常に言われる課題が、結局安かろう悪かろうではないのですが、どうしても区の利益といいますか、区民の利益とその事業者の利益というのは、往々にして相反するものなので、そこを担保するというのですか。仕組みは、評価を継続的にすることで担保されるような気もするのですけれども、やっぱり協働事業をやってきた身からすると、大手がドカッととってしまって、そこで働く方が、NPOも同様なこともあるのですけれども、最低賃金ブラックの何か官制ワーキングプアの生産装置みたいになってしまうと申し訳ない。削減というふうに、指定管理者制度もよく言われていると思うのですが、多分そういったご懸念は委員の方とか議会とかで出て来るような気もするので、そこを何とか単に提案者が優先されるとは思いますが、だからといって提案した側が必ず随契でとれるということになってしまっても、また違う話といいますか。

行政管理課長 はい、おっしゃるとおりです。

関口委員 そこをしっかりと事業者としての審査もできるような仕組みにさせていただければと思います。

以上です。

行政管理課長 わかりました。ありがとうございました。関口委員のおっしゃったことは、もうまさにそのとおりだとは思っておりまして、我々もそれは同様の認識でございますので、こういったご意見も踏まえまして今後具体的に制度を検討していきたいと思えます。どうもありがとうございます。

藤井座長 いかがでしょうか、ほかに。

伊藤委員。

伊藤委員 伊藤ですけれども、第1回のときに途中から参加したのでよくわからないのですけれども、今出ているものに関しては余り問題を感じないのですけれども、こういう制度。民間提案制度を新宿区が取り入れるということに踏み切ったわけです。その場合は多分今までの行政と民間、新宿区で行われているものに課題あり、問題ありというところだと思うのです。なければやる必要ないです。その点をちょっと聞かせていただきたいと思うのです。二度の焼き直しになってしまうかわかりませんが。

行政管理課長 いいえ。実は民間とのやりとりについて何か問題があったというよりも、やはり今後持続的に行政ニーズが非常に拡大したり複雑化していく中で、やはりなかなか行政の職員、また行政だけの資源でやっていくというのが、ある程度限界があって、やはり民間さんのお力も借りながらいろいろサービスを展開していかなければいけないというのは、これは少し前から取り組んできているところなのですが、今回この民間提案制度を導入するというものにつきましては、ある程度それをもう一歩進めていきたいなという思いがございまして、こういった民間提案制度の導入に踏み切ったといったようなところでございますので、制度を導入することによって、さまざまな民間の提案というのがある程度明らかになりますので、先ほど関口委員に言っていたご意見も踏まえながら、行政で取り入れられるようなところは取り入れながら、今後そういった活動をより進めたいというような思いでこの導入に踏み切ったというような状況でございます。

伊藤委員 結局今のお話ですと、民間の活力というか、いろいろ力を借りていかないといけない。そこは理解できますが、今までやってきた中で問題点がすごくあるわけだよね、ちゃんとうまくいかなかったと。そこをはっきりしておかないと、また同じようなことを繰り返すのでは。

例えばそこで人の投入だとかがあるかもわからないし、基金の投入があるのかわからないし、私はそのところ、行政の担当ではないのでわからないですけれども、そこをしつ

かりしておかないと、いや、制度だけ入れて、またうまくいかなかったとなってしまうような気がしています。

行政管理課長 ありがとうございます。今回の事業に当たりまして、協働のほうでもこれまでの課題というのはまとめていただきましたし、今先ほど関口委員からお話になった指定管理者制度。これも民間の活力ですけれども、こういったところでもさまざま課題があつたりとか、そういったところもございますので、少しこれの制度導入に当たってはそういった課題を少し整理していきながら、今後制度骨子については考えていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

藤井座長 そのほか、いかがでしょうか。

平野委員。

平野委員 あと、新宿区のこの組み立ての制度なのですけれども、提案者というのは、区民だとか区に事業所があるだとかということを想定するのでしょうか、それともどこところでもこれは、参画は可能だということでしょうか。

行政管理課長 現時点では特に区内業者とかそういったところは、特に限定するということは考えてはいないところでございます。

平野委員 了解しました。ありがとうございます。

藤井座長 いかがでしょうか。かなり民間提案制度についての実情を踏まえた質疑が出たと思います。民間提案制度については、国の制度でPFI法上の6条のところ、早くから制度導入されているのですが、なかなかそれが活用されていないというの、国のほうでもかなり問題意識を持っているということは漏れ伝わるところで、そうした中で今、我孫子であつたり、あるいは横浜であつたりというように、制度導入を図った事例を検討されながら新宿区でも制度の導入をということで、今委員各位から出された制度そのものについての改善点や課題というのもある程度出て来ていますので、これらを踏まえた上で、よりよい制度を新宿区で提案されればという、そういうことだったと思います。

行政管理課長 いろいろなご意見ありがとうございました。いただいた意見も踏まえながら今後少し制度骨子の作成に生かさせていただければと思います。どうもありがとうございます。

関口委員 まとめていただいたのに、最後せつかなのでもうあと1点か2点ぐらいなので。おかげで思いは同じという感じでよかったのですが、一つは多分この民間提案制度で、特に先ほど話題になった後段のほうの負担軽減とかを図る。前提として現状幾らかか

っている、何人の方が従事して直接事業費と間接的な区の区役所の方々の人件費等を含めた案分するのでしょうかけれども、それが結果として幾らなのかというデータが開示されないと、それよりよくやるという改善提案は出せないと思います。その他遊休資産の活用提案とかも、新宿区が保有していて遊んでいると言うとちょっとあれなのですけれども、未活用なものがどこに、幾ら、どのくらいあるのかという。それは無形資産も含むでしょうから情報とかデータも入ってくると思うのです。そういう情報が開示されて、ようやく我々外側にいるNPOとか、企業が新宿区はこの事業を1,000万もかけてやっているのか。うちのこれを使えば500万でできる。ほかのもっと必要なところに税金を回せるじゃないということになってくると思うので、どうしてもこの制度だけ単品で考えると、ちょっと狭まってしまう気もするのですけれども、やっぱり区役所は、前も言った気がするのですが、やっぱり区役所全体のこの行政改革とか制度改革も多分視野に入れないと、この制度単品だとやっぱりちょっと限界があるのかなというのが1点と、もう1点は具体的にこの道路を使って何かやれないかなとか、これは国のほうのトップの会議でもさんざん出ているのですが、どうしても現状の規制とかにかかってしまうことが多いと思うので、いわゆる問題のないソフト事業だけ相手にしていればそんなことないとは思いますが、どうしてもこれまでできていなくて、民間事業者がアイデアはあるのだけれども、なぜか実現できていないものは、結構そういう規定の壁に阻まれていることも多いと思うのです。カフェとかもそうだと思うのですが、あそこの区役所の近くの通りでやっているカフェとかもあれ、道路の占有許可の関係だったと思うのですが、何か合わせて、やっぱり規制というか、その制度改革の要素も多分この民間提案制度にはあると思うので、単純に事業を提案というよりは、少し何かお困りのことがある新宿区も一緒にそこを必要な改革ですとか、いろんな手当も考えますみたいなこと。この場をそうしていただけると非常にいいのかななんて。

以上、2点です。

行政管理課長 いろいろご意見ありがとうございました。当然一つ、この制度自体は一つの行革というところの側面もありますので、どこまでできるかというところはあるのですが、今いただいた意見も踏まえまして考えたいと思います。

あと1点、非常に大事な視点で、やはり情報提供をどういったところまで行うのかといったところは、この制度で民間さんに提案していただくためには大事な要素だと思っておりますので、まさに今ほかの自治体ではどういった情報を出しているのかといったような

ところも含めていろいろ研究しておりますので、その情報提供の仕方についてもしっかりと検討していきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

藤井座長 どうもありがとうございます。いかがですか、ほか。

それでは、この民間提案についてのこれからのタイムスケジュールというか、ロードマップについてですが、それはこれから9月に先ほどもお話がありましたけれども、制度骨子について、この会議で報告をいただけるということです。

また、その報告をいただいた際には、今のような形で質疑応答の機会を設けていただけるということでしょうか。

行政管理課長 はい、そのようにさせていただければと思っております。

藤井座長 そして、それを受けてといたしますか。受けてと言うのが適切かどうかあれですが、12月に制度の決定をされると。今年度じゅうに制度をつくって周知をされると、そこまでのロードマップがあるということですね。

行政管理課長 おっしゃるとおりでございます、はい。

藤井座長 いかがでしょうか。今度9月のご報告のときには、もう制度骨子がある程度つくられてからですので、またより掘り下げた質疑応答の機会をいただけるものと思いません。

行政管理課長 よろしく願いいたします。

藤井座長 それでは、どうもご苦労様でした。ご説明ありがとうございました。

行政管理課長 ありがとうございました。

藤井座長 それでは、事務局のほうで議事ですが、その他について何かございますか。

事務局 その他は特にございませんので、次回開催について確認してよろしいでしょうか。

藤井座長 では、どうぞお願いします。

事務局 では、次回開催についてになります。第5回協働支援会議ですが、オンラインを予定しております。日時ですが、令和3年6月1日火曜日、午前10時から行う予定です。議題としましては、民間提案制度についての勉強会を予定しております。また、開催通知につきましても今週中にお送りできるかと思っておりますので、また届きましたらよろしくお願い申し上げます。ウェブ会議システムのIDとパスワードにつきましても同じタイミングでお知らせできればと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

藤井座長 それでは。

関口委員 すみません。

藤井座長 どうぞ、関口委員。

関口委員 日程に関して、今日の資料には今後の予定が入ってなかったのですけれども、念のため次回以降の予定を言っていたいただけだと安心なのですが。

事務局 まず直近で決まっているところだけのご案内になってしまって申し訳ないのですけれども、次回が先ほども申し上げましたとおり6月1日火曜日の10時から12時。次が、6月28日の月曜日のこちらは14時20分から予定をしております。一般事業助成の二次評価、プレゼンテーションになります。

7月以降なのですけれども、まだ予定が立て切れていない部分があるのですが、7月12日月曜日に民間提案制度の勉強会の予備日としてとってはいるのですけれども、開催については、また決定し次第ご連絡をさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

現在決まっているところは、今お知らせしたとおりの日程になっております。

関口委員 よかったです。何か入ってなかったのも、メモを忘れたのかなと思ったので。決まっていなかったのならそれで。

事務局 まだ未定でございます。

平野委員 事務局への要望なのですけれども、メールを送るときにウェブ会議システムのアカウントを過去にさかのぼって見るのはちょっとやっかいなもので、例えば本日の会議をやるなら本日の会議にウェブ会議システムのアカウントを書きいただければ過去にさかのぼらなくて助かりますので、少し発信のやり方をちょっと変えていただければ助かるかなと思います。

事務局 わかりました。当日の午前中にいつも資料をお送りさせていただいているのですけれども、そちらのメールにIDとパスワードを一緒にお送りしたほうがよろしいですか。

平野委員 はい、助かります。

事務局 はい、かしこまりました。ありがとうございます。

藤井座長 では、今日はどうも皆さん、ご苦労様でした。

事務局 ありがとうございます。

— 了 —